

議案第 38 号

伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.08」を「100分の7.11」に改める。

第5条中「26,600円」を「29,300円」に改める。

第7条中「100分の2.07」を「100分の2.33」に改める。

第8条中「7,800円」を「9,500円」に改める。

第8条の2第1号中「6,200円」を「6,700円」に改め、同条第2号中「3,100円」を「3,350円」に改め、同条第3号中「4,650円」を「5,025円」に改める。

第9条中「100分の1.97」を「100分の2.22」に改める。

第11条中「9,700円」を「11,600円」に改める。

第12条中「5,200円」を「5,900円」に改める。

第26条の見出しを「(低所得者の国民健康保険税の減額)」に改め、同条第1号ア中「18,620円」を「20,510円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「6,650円」に改め、同号エ(7)中「4,340円」を「4,690円」に改め、同号エ(イ)中「2,170円」を「2,345円」に改め、同号エ(ロ)中「3,255円」を「3,518円」に改め、同号オ中「6,790円」を「8,120円」に改め、同号カ中「3,640円」を「4,130円」に改め、同条第2号ア中「13,300円」を「14,650円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「4,750円」に改め、同号エ(7)中「3,100円」を「3,350円」に改め、同号エ(イ)中「1,550円」を「1,675円」に改め、同号エ(ロ)中「2,325円」を「2,513

円」に改め、同号オ中「4,850円」を「5,800円」に改め、同号カ中「2,600円」を「2,950円」に改め、同条第3号ア中「5,320円」を「5,860円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,900円」に改め、同号エ(ア)中「1,240円」を「1,340円」に改め、同号エ(イ)中「620円」を「670円」に改め、同号エ(ウ)中「930円」を「1,005円」に改め、同号オ中「1,940円」を「2,320円」に改め、同号カ中「1,040円」を「1,180円」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第26条の3 当該年度において、その世帯(第3項に規定する世帯を除く。)に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第5条の基礎課税額の被保険者均等割額から、当該額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第5条」とあるのは「第8条」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第26条に規定する基準に従い国民健康保険税を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第5条の基礎課税額の被保険者均等割額から、第26条各号に掲げる納税義務者の区分に応じて、当該各号アに掲げる額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第5条」とあるのは「第8条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。